

申請に対する処分

処分名	標準負担額の差額支給決定
根拠法令	国民健康保険法施行規則第26条の5
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている国民健康保険者でやむを得ず医療機関窓口で認定証を提示できず減額しない標準負担額を医療機関に支払った人が属する世帯の世帯主

支給申請の方法

「標準負担額差額支給申請書」に領収証を添付し提出する。

支給の要件

当該被保険者が標準負担額の減額対象者であり、減額しない標準負担額を医療機関に支払ったことが明らかであること。

2 標準処理時間

30日から60日までの間